

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和5年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和5年度の初日から令和6年3月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

## 記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	102 トン	54 トン	48 トン
		102 トン	54 トン	48 トン
3	クリーム	62 トン	49 トン	13 トン
		53 トン	30 トン	23 トン
4	粉乳類	51,114 トン	18,026 トン	33,088 トン
		48,333 トン	11,544 トン	36,789 トン
5	無糖れん乳	1,569 トン	1,484 トン	85 トン
		1,569 トン	1,484 トン	85 トン
6	加糖れん乳	206 トン	34 トン	172 トン
		187 トン	34 トン	153 トン
7	ヨーグルト	11 トン	14 トン	超過済
		11 トン	14 トン	超過済
8	バターミルク	17 トン	11 トン	6 トン
		17 トン	11 トン	6 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,558 トン	49,105 トン	8,453 トン
		48,997 トン	36,206 トン	12,791 トン
10	その他の乳製品	12,084 トン	9,014 トン	3,070 トン
		7,453 トン	3,743 トン	3,710 トン
11	バター	16,731 トン	17,087 トン	超過済
		14,046 トン	12,171 トン	1,875 トン
12	豆類	81,156 トン	63,833 トン	17,323 トン
		38,771 トン	31,677 トン	7,094 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,697,461 トン	4,893,766 トン	803,695 トン
		5,310,622 トン	4,499,521 トン	811,101 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,342,899 トン	1,205,229 トン	137,670 トン
		251,859 トン	138,831 トン	113,028 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	871,852 トン	667,013 トン	204,839 トン
		871,852 トン	667,013 トン	204,839 トン
15	コーンスターチ	4,031 トン	3,075 トン	956 トン
		3,933 トン	3,049 トン	884 トン
16	ばれいしょでん粉	27,062 トン	9,954 トン	17,108 トン
		26,794 トン	8,684 トン	18,110 トン
17	マニオカでん粉	162,598 トン	123,305 トン	39,293 トン
		162,186 トン	119,939 トン	42,247 トン
18	サゴでん粉	19,253 トン	17,167 トン	2,086 トン
		1,638 トン	17,167 トン	超過済
19	その他のでん粉	1,536 トン	1,384 トン	152 トン
		1,491 トン	1,324 トン	167 トン
20	イヌリン	3,015 トン	2,356 トン	659 トン
		67 トン	60 トン	7 トン
21	落花生	44,537 トン	27,195 トン	17,342 トン
		27,828 トン	14,922 トン	12,906 トン
22	こんにやく芋	209 トン	106 トン	103 トン
		209 トン	106 トン	103 トン
23	ミルク調製品	9,505 トン	7,292 トン	2,213 トン
		3,551 トン	1,753 トン	1,798 トン
24	でん粉調製品	332 トン	1,220 トン	超過済
		320 トン	695 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,848 トン	3,328 トン	1,520 トン
		2,158 トン	1,459 トン	699 トン
27	調製食用脂	17,834 トン	13,459 トン	4,375 トン
		2,181 トン	1,488 トン	693 トン
28	繭	3.3 トン	0.4 トン	2.9 トン
		3.3 トン	0.4 トン	2.9 トン
29	生糸	229 トン	183 トン	46 トン
		229 トン	183 トン	46 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。